

## 大気汚染に係る環境基準

	二酸化いおう(SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素(CO)	浮遊粒子状物質(SPM)	光化学オキシダント(OX)
短期的 評価	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が、0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が、20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること【昼間とは】5時から20時まで
長期的 評価	1日平均値の2%除外値(注1)が0.04ppm以下であること	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること	

	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )
均年 値平		
98% 評価 値	1日平均値の98%値(注2)が、0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内であるか、またはそれ以下であること	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること

(注1) 「1日平均値の2%除外値」とは、年間で得られたすべての1日平均値について、測定値の高い方から低い方に順に並べて、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後に残った1日平均値の中で、最高となった値のことで、ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成となります。

(注2) 「1日平均値の98%」とは、年間で得られたすべての1日平均値について、測定値の低い方から高い方に順に並べて、低い方から98%目に相当する値のことで、  
なお、2%除外値と98%値は、測定値の高いほうから数えるか、低い方から数えるかの違いはありますが、基本的には同じものです。通常は一致しますが、有効測定日数によっては一致しない場合があります。

## 大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

非メタン炭化水素
光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。